

第 33 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 8 年 3 月 24 日（火） 9 時 15 分～10 時 20 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ④矢樋 学 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

③高原 熊夫 ○尾上 進

5 議事日程

諮問第 4 号 脇本北部地区地域計画の変更に係る意見について
諮問第 5 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（継続審議分）
議案第 10 号 非農地判断について
議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 13 号 農地利用最適化推進委員の選任について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
○農政林務課	主 事	奥 裕太
	農業専門指導員	新澤 章一

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第33回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、2番 檜八重玲子 委員、4番 矢樋 学 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第33回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。2月26日に三笠支所で開催されました脇本北部地区地域計画に係る話合いに、「〇〇 〇〇」委員をはじめ6名の農業委員と推進委員が出席いたしました。

次に、3月4日から5日にかけて東京都で開催されました女性の農業委員会活動推進シンポジウムに「〇〇」委員と「〇〇」委員が出席いたしました。

次に、3月6日に市役所で開催されました阿久根市農業農村整備事業計画調整会議に私と「〇〇」委員が出席いたしました。

次に、3月11日にJA鹿児島いずみで開催されました役員報酬審議会に私が出席いたしました。

次に、3月19日に折多地区集会施設で開催されました折口・多田地区地域計画に係る話合いに、私をはじめ4名の農業委員と推進委員が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第4号 脇本北部地区地域計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（奥 裕太）

それでは、諮問第4号 脇本北部地区地域計画の変更に係る意見について説明させていただきます。

この計画につきましては、令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴い、地域における農業の将来のあり方等について、地域の協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るための計画を令和7年3月末までに市内12地区で策定したところであります。

今回、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないとなっており、脇本北部地区において変更がありましたので、委員の皆様のご意見を賜りたく諮問させて頂いたところであります。

説明させていただく内容につきましては、変更があった箇所について御説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

赤字で記載しています箇所が、今回地域での話し合いにより、変更・追加があった箇所になります。

今回の脇本北部地区地域計画(案)につきましては、1の(1)の地域計画の区域の状況については、小学校校区を基準とし区域を設定しており、地区全体の農地面積は、田が32.9haで畑が91.2haの計124.1haを地域計画のエリアに設定しております。

また、利用者や認定農業者等含む農業を担う者は全体で56経営体としております。

次に、2ページ1の(3)の地域における農業の将来の在り方につきましては、地域内の農業者だけでは、農地を守っていくことは困難なため、地域外から入り作の受け入れを進めることとなっております。

3ページを御覧ください。

農業の将来の在り方を達成するためにとるべき必要な措置につきましては、脇本北部地区におかれましては、農用地の集積・集団化の取組としまして、アンケート調査により、経営規模縮小の希望をしている農業者に対し、農業委員と連携して農地のあっせん等を進めることとなっております。

次に、地域内の農業を担う者については、5ページから6ページになります。

こちらは、この地域で中心的に農業経営を行っている者を記載しております。

変更箇所につきましては、まず一つ目は、担う者の現在の経営面積、将来の経営面積の表記を小数点第2までの表記に変更しております。

また、脇本北部地区での経営を行わなくなった方や、土地を移譲したことにより、名簿から削除をした農家が2名と、新たに経営を始めた方2名を追加したところであります。

次に、目標地図ですが、資料は7ページから8ページになります。

こちらにつきましては、策定時から現在までの農地の売買や貸借で農地の移動があったものにつきましても、地図に反映させております。

この地区におきましては、現状維持する方が大半であり、あまり変更がないところですが、今後は、長島町や出水市の農業者への入り作を進め、目標地図を変更していく流れとなっております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、諮問第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

諮問第5号につきまして、説明いたします。

今回、更新13件、新規3件の計16件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、去る3月10日に関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、稲作と果樹類の複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力の果樹類について適宜管理に努め、品質向上と増収対策を進める。また、目標年度までに制度資金等を活用し、農業用機械等の導入を検討する。」となっています。

農業用機械等については、コンバインを1台とスピードスプレーヤーの1台を増加する計画となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、果樹類を主とした単一経営となっています。

生産方式の合理化については、「主力品目の紅甘夏は作業効率を改善していくために縮間伐や園地整備を進め、経営面積を縮小することで品質向上を努める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、稲作と露地野菜の複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「露地野菜の主力であるバレイショは赤土であるが土壌が固いため土づくり対策としてソルゴーを活用し、面積確保に努める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、稲作と露地野菜の複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「販売が安定している園芸品目を中心に取り組む。」となっており、農業用機械等については、軽トラック1台増加する計画となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、肉用牛の単一経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「肉用牛は娘が就農を機に増頭と、牛の個体別観察と飼育管理を徹底し、品質向上にも努める。また、目標年度までに制度資金等を活用し、畜舎の増設を検討する。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、施設野菜の単一経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「生産技術を高め、更に土づくりを徹底し、品質と増収を進める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、露地野菜の単一経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「土づくりを基本に適宜管理に努め、品質向上と増収対策に努める。」となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力の施設野菜は土づくりと適宜管理を進め、増収対策と品質向上を図る。」となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇〇 株式会社」です。

営農類型は、水稲を主力とした、露地野菜、施設野菜等との複合経営となっております。

生産方式の合理化に関する事項については、「グループ企業と協働し、雨天でも支障のない分担作業する仕組みづくりを行う。」となっており、その他の農業経営の改善に関する事項については、「生産コストの圧縮も考慮し、農地の団地化に努める。」となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、水稲を主とした露地野菜との複合経営となっております。

生産方式の合理化に関する事項については、「ほ場が点在しているため、作業効率が上がらず、区画も狭く実面積が小さいので、大型機械が入れる様に区画拡大し、作業効率の向上に努める。また、目標年度までに制度資金等を活用し、農業用機械等の導入を進める。」となっております。

農業用機械等につきましては、トラクターを1台、レーザーレベラー（平坦化する農機具・トラクターに装着されるもの）を2台、自動操縦GPS（ドローン）を1台増加する計画となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、水稲を主としたいも類、露地野菜、その他作物（筍）との複合経営となっております。

生産方式の合理化に関する事項については、「生産を安定させるため、主力の水稲を生産拡大し、適正な施肥に努め、関係機関の指導を受け、安定生産に努める。」となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「有限会社 〇〇〇」です。

営農類型は、養鶏の単一経営となっております。

生産方式の合理化に関する事項については、「ウインドレス鶏舎での生産方式で更なる安定生産のために鶏舎内の確認をしっかりと実施していく。」となっております。

補足なのですが、以前代表者でした方が2月に亡くなられたため、代表者を変更しております。また、主たる従事者1人あたりの年間労働時間につきましては、役員と常時雇用者と連携して取り組む形としております。

次のページを御覧ください。

申請者は「株式会社 〇〇〇」です。

営農類型は、肉用牛を主とした水稲との複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「繁殖牛の生産を安定させるため、WCS用水稲の生産を安定させ、濃厚飼料の自家生産率の向上を努める。また、目標年度までに制度資金等を活用し、農業用機械等の導入を検討する。」となっております。

農業用機械等につきましては、ベールクラブを1台、ホイルローラーを1台増加する計画となっております。

次の方から新規の方になります。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、水稲を主としたその他作物（筍）との複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「普通期水稲と青果用たけのこを生産しているが、今後規模拡大にも取り組み、併せて定期的に土壌分析を実施し、適正施肥と土づくりを徹底し、増収と品質向上に努める。また、規模拡大に合わせて、制度資金等を活用して、農業用機械や農業用倉庫等の確保を図る。」となっております。

農業用機械等につきましては、トラクター1台、糶摺り機2台、フォークリフト2台増加する計画となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、露地野菜を主と施設野菜との複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「現在、多品目の生産をしているが、今後規模拡大と生産品目の絞り込みも進め、作業の効率化を図りながら、土づくりを行い安定生産に努める。」となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、水稲の単一経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、「普通期水稲の単一経営を計画しているが、規模拡大も計画的に進めていく中で、販売状況も見極めながら、新規需要米（加工用・飼料用）も検討していきたい。また、制度資金等を活用し、農業用倉庫の確保を検討する。」となっております。

以上で諮問第5号に関する説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

「〇〇 〇〇」さんは、息子さんの「〇〇 〇〇」と同一の経営体となりま

すか。

農業専門指導員（新澤 章一）

始めに、「〇〇 〇〇」さんの御主人の「〇〇 〇〇」さんと息子さんの「〇〇 〇〇」さんの経営体は別になります。

今回、「〇〇 〇〇」さんの妻の就農を機に「〇〇 〇〇」さん本人で申請があったものであります。

ゆくゆくは、同一の経営体での営農を検討したいとのことでありました。

委員（〇〇 〇〇）

分かりました。

議長（田嶋 輝男）

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第6、報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（継続審議分）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

報告第3号について御報告いたします。

先月開催されました第32回総会において、農地法第3条の規定による許可申請について、継続審査となっている議案第7号の整理番号1の折口〇〇番の畑、他3筆であります。

譲受人が「〇〇 〇〇」さんであり、この申請地に土を入れて、みかんを栽培す

るとのことで3条申請されたものであります。

この継続審査となっている農地の近くにありますが、令和7年12月総会において、3条申請で許可を受けた農地の折口〇〇番の畑であります。許可後に耕作された形跡がないため、申請人に聞き取り調査を行ったところ、許可を受けた農地では、当初、馬鈴薯を耕作するつもりでありましたが、現在、継続審査となっている申請地と同じく果樹を栽培したいとの事であったため、営農計画書を提出するように指導したところであります。

現在、営農計画書は提出されておられませんので、引き続き、継続審査とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

ただいま、事務局からの報告のとおりでありますので、引き続き、継続審議となりますことを御報告いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、議案第10号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第10号、非農地判断について説明します。

議案書は、4ページから11ページになります。

始めに、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書の6ページから7ページになります。

申請件数は4件であり、農用地区域内の畑が2筆の822㎡、農用地区域外の田が2筆の1,409㎡、畑が3筆の844㎡で合計5筆の2,253㎡であります。

確認については、3月5日に担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、転用地についても、転用後20年以上経過しており、非農地である事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、8ページから11ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内の田が2筆の1,323㎡、畑が35筆の21,735㎡で合計が37筆の23,058㎡、農用地区域外の田が6筆の4,440㎡、畑が34筆の25,783㎡で合計が40筆の30,223㎡であり、全体の合計が77筆の53,281㎡になります。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判断した農地の合計は84筆の56,356㎡になります。

確認につきましては、令和8年3月3日、6日、9日に農業委員2名と推進委員

1名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

農用地区域内の農地について、非農地となった場合には、今後、何もしなくて良いのでしょうか。

事務局 (平瀬 修治)

農用地区域内の農地については、非農地として判断され、登記上は原野等になりますが、この農地において、何かしようとした際には農用地区域の除外申請が必要となります。

委員 (〇〇 〇〇)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 11 号について御説明いたします。

議案書は 13 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は所有権移転が 3 件であります。

それでは、整理番号 1 について説明します。

地図につきましては、別添資料 1 ページになります。

申請地は、多田〇〇番の畑、他 3 筆で合計面積 5,637 m²であります。

譲受人は「株式会社 〇〇〇」、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が相続で農地を取得しましたが、市外在住のため農業をされておらず、譲受人が経営拡大のため売買で取得するものであります。

取得後は、甘藷を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

続きまして、整理番号 2 について説明します。

地図につきましては、別添資料 2 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑、他 5 筆で合計面積 1,056 m²であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が相続しましたが市外居住で耕作をしておらず、譲受人が相手方の要望で売買により取得するものであります。

取得後は、果樹を栽培する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

続きまして、整理番号 3 について説明します。

地図につきましては、別添資料 3 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑で面積は 601 m²であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の農業廃止に伴い、売買により譲受人が農地取得するものであります。

取得後は、露地野菜を栽培する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

11 番、石原 勇一郎 委員

委員 (石原 勇一郎)

議案第7号に係る調査は、3月10日に2番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号1から3についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

ただし、私と「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、私の議事参与分から審議いたします。

ここで、議長を石原会長代理と交代いたします。

議長 (石原 勇一郎)

それでは、総会を再開します。

初めに、「〇〇 〇〇」委員の退席を願います。

議長 (石原 勇一郎)

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について説明させていただきます。

今回の計画(案)は、利用権の設定89件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

なお、今回は令和8年6月1日貸付開始分の申請になります。

始めに、議事参与案件1件について説明させていただきます。

議案書は18ページ、整理番号41を御覧ください。

借人が「合同会社〇〇〇」、貸人「〇〇 〇〇」さんであり、田1筆を年間10a当たり5,000円で5年間の貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (石原 勇一郎)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (石原 勇一郎)

ここで、議長を「〇〇」委員と交代いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、総会を再開します。

次に、「〇〇 〇〇」委員の退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明を求めます。

事務局（山元 正彦）

次に、議案書は16ページ、整理番号1番及び2番を御覧ください。

借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人「〇〇 〇〇」さんであり、畑2筆を5年間の使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長（田嶋 輝男）

最後に、議事参与分以外を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（山元 正彦）

それでは、議案書の15ページを御覧ください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和8年6月1日貸付開始分の申請であり、農地89筆、面積71,086㎡の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5年間で74筆の55,748㎡、6年間で12筆の9,960㎡、10年間で3筆の5,378㎡となっております。

また、地目別では、田が57筆の45,563㎡、畑が32筆の25,523㎡となっております。

利用権を設定する 89 件の内訳につきましては、議案書の 16 ページから 20 ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

推進委員 (〇〇 〇〇)

質問をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

整理番号 20 番からの「有限会社 〇〇〇」が農地を借りられるのですか。

事務局 (平瀬 修治)

もともと、「有限会社 〇〇〇」は、親戚の方の農地を借り受けて耕作をされていました。

今回、「有限会社 〇〇〇」の法人として、農地を借り受けて耕作したいとのことであります。

新規参入であり、営農計画等も提出されております。

推進委員 (〇〇 〇〇)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に御質問はございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

ここで、総会を一時中断いたします。

この後、次期、農地利用最適化推進委員の選任についてを審議いたします。

推進委員の皆様方は、議事参与の案件となりますので、退席となります。

したがいまして、推進委員の方については、すべての日程が終了となりますので、解散となります。

お疲れ様でした。

議長（田嶋 輝男）

引き続き、総会を再開いたします

日程第 10、議案第 13 号 第 4 期農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（下脇 一博）

議案第 13 号、農地利用最適化推進委員の選任について御説明させていただきます。

初めに、阿久根市農業委員会の委員等の定数に関する条例第 3 条の規定により、農地利用最適化推進委員の定数は 7 人となっております。

現在の農地利用最適化推進委員の任期が、令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となることから、令和 8 年 2 月 2 日から 3 月 2 日までの約 1 か月間、候補者の推薦の受付及び募集を行ったところ、一般推薦において 7 人の応募がありました。

応募のありました候補者につきましては、本日配布しました議案第 13 号に関する資料の 1 枚目に記載のとおりであります。

なお、応募のありました 7 人については、資料の 2 枚目に添付してあります阿久根市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づく応募の資格要件を全て満たしております。

さらに、規則第 2 条第 2 項に定める担当区域ごとの人数についても、それぞれの区域において過不足なく、定められている定数の応募となったところであります。

資料 2 枚目の裏面になりますが、規則第 8 条の規定によりますと定数を超えたときその他必要と認めるときは、総会において候補者の評価を行うものと定められております。

今回は、農地利用最適化推進委員の条例定数が 7 人に対し、応募のありました候補者の人数が 7 人であったこと、かつ、規則に基づく担当地域ごとに定められた定数と応募のありました候補者の担当区域ごとの人数が、各々同数であったことから、評価（採点）を行わず、候補者全 7 人を農地利用最適化推進委員として選任することを提案するものであります。

ただし、農地利用最適化推進委員への委嘱につきましては、令和 8 年 7 月 20 日付けで、新体制となった後の第 26 期農業委員会会長から委嘱されることとなります。

ちなみに、令和 8 年 7 月 21 日に開催予定であります第 1 回定例総会終了後に委嘱する予定といたしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

推進委員の定数7人に対して、今回の候補者は7人であり、担当地域ごとにおいても、過不足は生じておりません。

候補者7人について、第4期農地利用最適化推進委員として選任することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号について、今回、応募のありました7人全員を第4期農地利用最適化推進委員に決定することといたします。

なお、推進委員に対しては、第26期農業委員から、令和8年7月20日付けで委嘱となりますことを申し添えます。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 (〇〇 〇〇)

盛土規制法の改正があり、農業委員会でも関連が深いと思いますが、何か研修等できませんか。

事務局 (平瀬 修治)

次回の総会終了後に研修会を計画させていただきます。

委員 (〇〇 〇〇)

分かりました。

よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)
他に報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
それでは、以上をもちまして、第33回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 10時20分

議事録署名日 令和8年4月27日

農業委員会会長 田嶋 輝男

議事録署名人 樫八重 玲子

議事録署名人 矢 檜 学

書 記 下 脇 一 博